

平成 3 1 年 4 月 2 3 日 開 会

平成 3 1 年 4 月 2 3 日 閉 会

平 成 3 1 年

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

# 平成31年第1回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第38号

平成31年第1回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年4月17日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 平成31年4月23日（火）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 平成31年4月23日（火曜日）午前 9時30分

閉 会 平成31年4月23日（火曜日）午前10時03分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	4月23日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	○
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○
健 康 福 祉 部 長 兼 健 康 づ くり 福 祉 課 長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー ブ 課 長	山 本 重 敏	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○
高 齢 者 福 祉 課 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	立 花 英 雄	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀  
書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

平成31年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

平成31年4月23日(火) 午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第2号 専決処分の報告について  
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第4 議案第42号 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第5 議案第43号 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)  
(町長提出)
- 第6 議案第44号 教育長の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第7 議案第45号 平成31年度小豆島町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)

開会 午前9時27分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程につきましては、去る4月17日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第1回臨時議会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告1件及び承認2件、人事案件1件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町の人事異動があり、課長級などの一部がかわっております。異動のあった職員のみご挨拶をお願いします。建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 建設課長を拝命いたしました唐橋でございます。13年ぶりの建設課となっております。公平な立場と住民目線を心がけまして一生懸命業務を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（入倉哲也君） 4月1日付で商工観光課長を拝命いたしました入倉でございます。商工業及び観光の振興、またイベントの開催によりまして小豆島を元気にしていきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 会計管理者。

○会計管理者（丸本 秀君） 4月1日付で会計管理者を拝命いたしました丸本でございます。行政運営を支える大切な公金をお預かりする者として、適正な支出と公金の管理に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 4月1日から高齢者福祉課長と介護サービス課長の2

つの課を受け持つようになりまして立花でございます。介護保険につきましては8年ぶりでございます。高齢者の多い中、高齢者の目線に立った行政を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（相原隆幸君） 同じく4月1日付の人事異動で総務課課長補佐を拝命しました相原と申します。初めての議会の出席ということで、これから議案等の作成に鋭意努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（谷 康男君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、13番浜口勇議員、1番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、報告第2号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第 2 号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当室長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 収納対策室長。

○収納対策室長（川崎智文君） 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

お手元の上程議案集の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 2 号につきましては、収納対策室から債権回収に係る一連の事案であります。

収納対策室から催告によって、小豆島町の債権に属する奨学資金貸付金の返還を求める請求を行い、納付相談により返済計画を約定したものの、納付を履行しなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官宛てに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

支払い督促の申し立て日は平成 31 年 4 月 3 日です。

相手方は、香川県小豆郡土庄町甲■■■■■在住の■■■■■さんです。貸し付け当時につきましては、小豆島町蒲生に在住でありました。それと、父である同所の■■■■■さんを、債権者の連帯債務者であるがゆえに債権者として訴えを起こさせていただきました。

請求の趣旨は、小豆島町奨学資金 51 万 8 千円を支払うことであります。

経緯といたしましては、債務者である■■■■■両氏に対して、平成 31 年 4 月 3 日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年 4 月 9 日、分割納付を行いたい旨の督促異議申し立てがなされました。土庄簡易裁判所へ督促異議が申し立てられたことから、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常裁判へ移行したものでございます。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 議案第 4 2 号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第 5 議案第 4 3 号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）



○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第42号及び日程第5、議案第43号専決処分の承認については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第42号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

なお、議案第43号も同様の理由により小豆島町国民健康保険税条例の改正を専決処分いたしましたので、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、順次担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第42号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第42号専決処分の承認について、小豆島町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令ほか施行規則の改正を含め合計4本の法律、政令、規則が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、平成31年4月1日を初めとして、地方税法の改正で5段階に、関係法令である地方揮発油譲与税法等9法令に及んで施行されることとなり、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じたので専決処分させていただいたものでございます。

それでは、地方税法の改正に伴う税条例の改正につきまして、新旧対照表により逐条ごとに基本的な部分を説明させていただきます。

今回の改正は5条立ての構成となっており、1条から3条までが税条例の改正、4条、5条につきましては、さきに行いました税条例の一部を改正する条例の改正となっております。

議案集の4ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の改正です。16ページまでにわたりますが、原則31年度改正であります。

まず、34条の7の改正でございますが、住民税における寄付金税額控除についてでございます。

平成31年6月1日付で、ふるさと納税における特別控除を受ける自治体を、自治体からの申請に基づき総務大臣が指定することに今回法が改正されました。6月1日以降に、その自治体に対する寄付金が、この改正後の条文にあります特別控除対象寄付金として取り扱われ、ふるさと納税による住民税の特例の優遇措置を受けることができます。指定されない団体につきましては、この優遇措置が受けられないということになっております。

続いて、この条文にあります、5ページから6ページにわたります第1項の1号から11号についてですが、現在、町条例におきましては、住民税の寄付金税額控除の対象寄付金は、地方税法指定のふるさと納税、日本赤十字社香川支部及び香川県共同募金会のみのものであります。

このたび、この1号から11号では、町内における住民の福祉その他公益に寄与する団体への寄付もしくは金銭を支出した場合にも税額控除が適用されるよう改正するものでございます。例といたしまして、小豆島町社会福祉協議会が対象となります。例年、社会福祉協議会には、七、八件で50万円程度の寄付金を受けております。これを例といたしますと、町民税におきましては、およそ3万円程度の減収となりますが、この3万円が誘因となって50万円の寄付を誘発できるのなら理にかなっているのではないかと考えております。

続きまして、6ページから9ページまでの本条例附則の改正は、法改正に伴う条文整備であります。

9ページの附則10条の2の改正は、法の項ずれに伴う条文改正にあわせ、再生可能エネルギーであります太陽光、風力発電等の軽減措置を追加させていただいております。

10ページから13ページの改正も、法の改正にあわせました条文改正で、10ページ下段の附則10条の3第6項の追加ですが、国直轄事業の高規格堤防の整備に伴う減税措置についてです。本町におきましては適用はあり得ませんが、項ずれを起こした場合の条文整備を避けるため追加させていただいております。

続いて、13ページから16ページにわたります附則第16条の改正です。これは、軽自動車税の税率の特例についての規定をしております。

新車登録から13年経過した軽自動車は原則5割の増額、自家用自動車に至っては8割の増額になっております。反面、燃費性能のよさに応じて、新車登録の翌年度に限り25%、50%、75%の3段階の軽減が適用されます。ただし、この軽減措置は31年までの時限措

置となっております。この改正につきましては、法の改正に伴う条文で、内容の変更はございません。

続いて、第2条改正です。17ページから24ページまでにわたりまして、消費税の改正にあわせた本年10月1日施行の部分でございます。

19ページまでの36条の2から36条の4までは、法改正にあわせた条文の整備で、次の3条で説明します単身児童扶養者の語句も含めた条文改正となっております。

19ページ最下段の附則第15条の2からは、軽自動車税についての改正でございます。

平成31年10月1日の消費税率の改正にあわせ、車両を取得した際に係る従来の自動車取得税が廃止され、軽自動車税においては環境性能割が導入されます。これは、3%の税率でありました自動車取得税の例に倣い、取得指定価格に対して、車両の燃費基準に応じてゼロ%か3%の割合で取得時に一度だけ課税されるものでございます。現行の軽自動車税は種別割に変更されます。平成31年10月1日以降、軽自動車税は環境性能割と種別割で構成されます。

この附則15条の2から、21ページ、15条の6までは、消費税の改正にあわせ、経済対策と自動車需要の平準化の対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した軽自動車税についての環境性能割は1%軽減される改正と条文の整備による改正です。

21ページから24ページまでの改正ですが、附則第16条のものであります。

自動車種別割についてですが、先ほど申しました燃費性能による軽減措置は、平成31年度までの時限措置であったのを平成32年、33年度まで時限延長する改正となっております。

続きまして、第3条改正でございます。これは平成33年、令和3年の税制改正の規定でございます。

24ページ下段から25ページにわたる24の改正についてですが、平成33年1月1日より住民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者が追加されます。単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている婚姻をしていないひとり親を指します。これまで受けられなかった寡夫控除等の優遇措置がこの年より受けられることとなっております。

続きまして、25ページから26ページにわたる附則第16条及び附則第16条の2の改正ですが、1条、2条改正に引き続き軽自動車税種別割の改正です。

1、2条において改正した種別割の燃費性能に応じた軽減措置についてですが、33年度の時限措置から、さらに34年、35年までにつきましては、電気自動車等に限って軽減措

置を行う時限措置を設けております。

続きまして、第4条の改正で、税条例の一部を改正する条例の改正となっております。

26ページから28ページ上段にわたる28年条例第17号の改正条例を改正する規定ですが、この改正条例17号は、本年10月1日での消費税率の改正にあわせた所要の改正を行うものでございます。語句の訂正及び、この本改正の第1条で現行条例を改正したことに伴う条文を整備するものでございます。

この改正の規定の施行日は平成31年4月1日ですが、改正条例自身の施行が本年10月1日となっております。

第5条改正も、税条例の一部を改正する条例の一部となっております。

28ページから31ページにわたる平成30年条例18号の改正条例を改正する規定ですが、この30年18号改正条例は、申告等の電子化を推進するための施策を盛り込んだ税条例の改正で、平成31年から施行できるよう昨年に改正したものでございます。

この施行原案の作成時である平成29年度末以降に起きました国税、地方税の全国規模での電算ネット上の事故に鑑み、またシステムの開発状況を勘案して改正を行うものとなっております。

48条の改正でございますが、所要の規定の整備及び13項以降で、大法人に対しては申告書の提出を電子的提出により義務づけており、その申告書の提出方法の柔軟化及び電気通信回路の故障、災害その他の理由により電算組織、ネットワークを使用することが困難であると認められる場合の猶予措置を設定しております。

この改正につきましても本年4月1日で施行しますが、改正実施の一部につきましては平成32年4月1日となっております。

最後に、この改正条例の附則でございますが、今述べてきました1条から5条までの改正の年度に応じたタイミングにあわせて、施行の期日とその経過措置を規定しております。1月1日の期日指定につきましては、住民税の賦課期日が1月1日でありますことから、その年度の税制改正を行うためには、1日に施行を求める必要があるからです。

また、本年6月1日施行分については、特例控除対象の自治体の指定を行うという強権的な制度改正を早期に行うがゆえに、手続上必要とする2カ月の猶予をもって31年度改正を行ったものです。ちなみに、本町におきましても、県を通じて総務大臣に特例対象の自治体の申請を行っております。

また、経過措置につきましては、改正前の年度についてはなお従前の例によるとし、改正後には即時の適用を規定しております。その場合の条文適用の明確性を確保するための

規定を記述しております。以上、改正の要点だけでございますが、説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 42 号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

次、日程第 5、議案第 43 号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第 43 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の 34 ページをお願いします。

今回の改正は、主に平成 31 年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる一方で、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5 割軽減、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を引き上げることにより軽減の対象となる世帯の拡大を図るものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

35 ページの第 2 条第 2 項は、国民健康保険税の賦課限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げるものでございます。この改正により、国民健康保険税全体の上限額は 93 万円から 3 万円増の 96 万円になります。

次の第 23 条は、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準額を引き上げることにより保険税の軽減対象を拡大するものでございます。

次ページの第 23 条第 2 号は、5 割軽減の対象となる世帯に係る保険税の軽減に関する規定でございます。軽減の判定所得の算定において控除する額について、1 人当たり 5 千円を加算し、28 万円とするものでございます。

次の第3号は、2割軽減の対象となる世帯に係る保険税の軽減に関する規定でございます。軽減の判定所得の算定において控除する額について、1人当たり1万円を加算し、51万円とするものでございます。

次の第23条の2と附則第12条は、国民健康保険税の減免対象者について、当分の間、資格取得した月から2年間と限定していたものを、資格取得期間については問わないとすることとするものでございます。

附則としまして、施行期日を平成31年4月1日とし、適用区分として、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしてでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） この改正によって最高限度額が上がる家庭と減免の対象になる世帯数をお願いします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） まず、限度額が引き上がることによる対象の変動ですが、これにつきましては、現時点では2世帯の減となる予定で、20世帯から18世帯に変わるというふうに推測しております。

次に、5割軽減の対象につきましては、467世帯から479世帯、12世帯の増加を見込んでおります。

次に、2割軽減の対象でございますが、これは329世帯から327世帯、2世帯の減を見込んでおります。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 44 号 教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第 6、議案第 44 号教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 44 号教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

前教育長の高橋昭治氏が平成 31 年 3 月 31 日をもって退任されたことから、後任に坂東民哉氏を任命したいと考えております。

坂東氏は、昭和 55 年 4 月に町役場に奉職、平成 30 年 3 月に定年退職後、同年 4 月からは教育委員会教育指導室の室長に着任しており、特に教育行政において幅広い識見を有することから、教育長として適任であると思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき任命したいと考えております。ぜひご同意賜りますようお願い申し上げます。

坂東氏の経歴等の詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 議案第 44 号教育長の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

上程議案集の 38 ページです。

坂東氏は、住所、小豆島町草壁本町 615 番地 50。生年月日、昭和 32 年 9 月 6 日、現在 61 歳です。

次のページをお開きください。

昭和 55 年 4 月に内海町役場に入庁し、平成 19 年 4 月に学校教育課課長補佐、平成 25 年 4 月に学校教育課課長、平成 27 年 4 月からは教育部長として勤務されました。平成 30 年 3 月に定年退職された後も、再任用で教育指導室室長として教育行政に携わっております。教育委員会事務局での勤務は平成 17 年 4 月からで、再任用期間を入れますと通算 12 年となります。

なお、任期につきましては、始まりは明日 4 月 24 日からとし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、前任者の残任期間である平成 33 年 5 月 11 日までとなります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第 44 号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号はこれに同意することに決定されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 45 号 平成 31 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 7、議案第 45 号平成 31 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 45 号平成 31 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は 1,660 万 1 千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費、庁舎整備費における旧内海庁舎解体撤去工事に伴う増額補正となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 45 号平成 31 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集 40 ページをお願いいたします。

第 1 条は歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,660 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 97 億 7,060 万 1 千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、別冊の平成 31 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）説明書によりご説明させていただきます。



同説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

13款分担金及び負担金、2項1目1節総務管理費負担金50万円でございます。こちらにつきましては、町長の提案理由にございましたように、旧内海庁舎解体撤去事業の事業費増額に伴いまして、あわせて解体撤去をいたします小豆消防旧内海分署の解体撤去費用が増額となりましたので、それに対する小豆広域からの負担金を計上したものでございます。

次に、19款繰入金、1項4目1節庁舎整備基金繰入金1,610万1千円でございます。こちらは、増額見込みとなった旧内海庁舎解体撤去事業の財源として庁舎整備基金を活用するものでございます。以上、歳入の補正額合計は1,660万1千円でございます。

引き続き、歳出のほうをご説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、2款総務費、1項17目庁舎整備費、15節工事請負費の1,660万1千円のみでございます。こちらは、旧内海庁舎解体撤去事業費の増額見込みによるものでございます。

本事業につきましては、昨年の12月定例会にて設計委託料を計上させていただきました。年度後半に設計業務を進めてきたところでございます。あわせて、面積と一般的な鉄筋コンクリート建築物の解体撤去単価をもとに、今年度の当初予算に概算工事費を計上させていただきましたところでございます。しかし、詳細な設計を進める中で、天井の高さ、壁の厚さ、中2階の存在など想定より強固な構造であることが判明いたしまして設計額が増額となりましたので、工事請負費の増額計上をさせていただくものでございます。歳出については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号平成31年度小豆島町

一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成31年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員